

概要版

# みんなの和 社協プラン

第5次東大和地域福祉活動計画

(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月  
社会福祉法人  
東大和市社会福祉協議会

# 社会福祉協議会とは？

## 社会福祉協議会って何？

略称で「社協」とも呼ばれています。地域福祉の向上に向けて様々な活動を行っています。

社協は、全国社会福祉協議会及びそれぞれの都道府県、市区町村に設置されています。地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

また、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力、生活福祉資金の貸し付け事業など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



## 東大和市社協はどんなことをしているの？

昭和48年に法人化され、もうすぐ50年となります。東大和市社協では、設立以来、一貫して住民の支え合いやボランティア活動の充実、啓発活動、各種イベントなどを行っています。

近年、特に障害者や子育て世帯への支援、ボランティア・市民活動や市民の権利擁護の推進に取り組んでいます。また、大規模災害が発生した際には、被災地におけるボランティア活動の拠点として、災害ボランティアセンターを設置する役割等があります。

この度策定しました、第5次東大和地域福祉活動計画の年次計画に基づき、更なる地域福祉の推進を図ります。



## 第5次東大和地域福祉活動計画って何？

地域福祉に関連する施策を計画的に推進するとともに、そのための仕組みづくりを通じて、地域住民や地域の団体、組織の参加と協働のもと、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し策定した計画（6年計画）です。

本計画を策定することによって、本会の果たす役割であります「地域福祉の推進」を計画的に実施していくことができるようになります。また、本計画は、市により同時に策定された「第6次東大和市地域福祉計画」をはじめとする、福祉分野の各計画との整合性・連携を図り策定したものであります。

以下、本計画の基本理念及び計画の体系図、基本目標を達成するための重点項目（7項目）について、紹介します。



# 第5次計画の基本理念と基本目標

## ● 第5次東大和地域福祉活動計画の基本理念

本計画は、第四次計画の理念である『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり』を継承するとともに、地域住民による「支え合い」と公的な支援が連動した地域を「丸ごと」支える「包括的な支援体制」と地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えて「つながる」ことで地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す姿として、基本理念を次のとおり定めます。

### 《基本理念》



## ● 第5次東大和地域福祉活動計画の5つの基本目標

### 基本目標1 地域の暮らしを支える仕組みづくり

地域福祉を体系的に進めるためには、その仕組みづくりが大切です。本会では、情報発信や各種の相談業務の充実、また「地域包括ケアシステム」の一役を担い関係機関と連携を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 基本目標2 地域を支える担い手づくり

福祉活動の多くは、その担い手である地域住民や様々なボランティアの皆さんによって支えられています。

地域を支える担い手が確保できるよう、その育成や活動の支援の充実を図ります。

### 基本目標3 一人ひとりが尊重されるまちづくり

市民の皆さんのが、自分らしく地域で安心して暮らしていくために「権利擁護」という視点が大切です。ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と本人保護の理念の調和を図ります。また、多様性の理解について普及・啓発に努めます。

### 基本目標4 安心に暮らせるまちづくり

市民の誰もが、可能な限り自立した生活が送れるよう、在宅生活を支える福祉サービスの充実を図ります。また、市民が安心して暮らせるよう、日頃からの災害時の備えを充実させます。

### 基本目標5 社会福祉協議会の確固たる基盤づくり

東大和市の福祉を充実させるために、本会の役割は重要です。地域住民の期待に応えるため、本会の基盤整備を図ります。また、法人運営の体制強化を図るとともに役職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、市民の皆さんに信頼されるよう、職務に取り組みます。

●計画の体系図

# 《基本理念》みんなで支え合い・つながり合って安心して暮らせるまち ひがしやまと



# 基本目標の実現に

# 向けた7つの重点項目

## 1 ひきこもり支援施策の推進

近年8050問題やひきこもり問題が社会問題として認識され始め、国では様々な側面から支援を行っていくとの方針が示されました。市区町村においても、年齢にとらわれない包括的な支援が求められており、地域福祉を担う社会福祉協議会にもその役割が期待されています。

本会では、平成30年度にひきこもりをテーマとした研修会を実施し、その反響を契機に家族会の発足に向け動き始めました。本計画においては、家族会の発足と自主運営を目指し、関係機関と連携を図りながら支援を進めていきます。

## 2 地域生活支援拠点事業の推進

令和2年度から、市、本会（ウエルカム）、総合福祉センター「は～とふる」の3機関により東大和市地域生活支援拠点事業「ういすねっと」が開始されました。地域で生活する障害のある方の重度化・高齢化・親亡き後を見据え、5つの機能である①「相談機能」②「緊急時の受入・対応の機能」③「体験の機会・場の機能」④「専門的人材の確保養成機能」⑤「地域の体制づくりの機能」を整備し、住み慣れた地域で暮らし続けるために関係機関と連携し地域全体で支えていく仕組みづくりの構築を進めます。

## 3 ボランティア・市民活動センターの充実

みんなで支え合う社会を実現していくためには、ボランティアの力が重要であると同時に、その活性化が期待されています。ボランティアや市民活動を推進していく中心である「東大和ボランティア・市民活動センター」を充実させ、地域のニーズに応じた事業の展開と様々な団体とのつながりを強化し支援を行い、支え合いの仕組みづくりに更に取り組んでいきます。

## 4 中核機関設置に向けた取組の推進

認知症や障害等により判断能力が十分ではない人が安心して地域で生活できるための権利擁護の仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）があります。講演会等を通じて事業の周知・PRに努めていますが、「制度等の内容が知らないなど」などの課題もあります。

権利擁護の支援を必要とする人を適切かつ円滑に制度等につなげる地域連携の仕組みを構築し、その中心的役割を担う中核機関の設置に向けて市と検討を進めます。

## 5 ファミリー・サポート・センター事業の充実

ファミリー・サポート・センター事業では、市が掲げている「日本一子育てしやすいまち」を更に推進するため、市と連携した子ども子育ての包括的な支援体制の構築を目指すとともに子どもと高齢者を見守る「東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～」の拡充を図ります。

また、引き継ぎ子育て世帯や高齢者世帯への支援を実施しながら、さわやかサービス協力会員の増強に努めます。

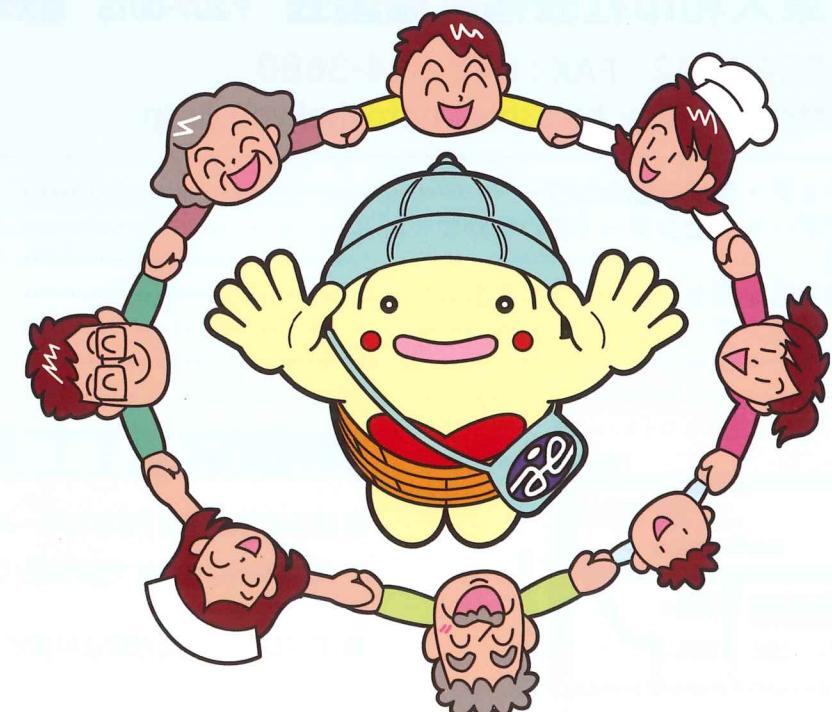
## 6 災害ボランティアセンターの充実

近年、全国的に自然災害が頻発しており、東大和市でも、いつ災害が起きるともわからない状況です。そのため、災害の発生により生じた住民の困りごとをボランティアと一緒に解決していく「災害ボランティアセンター」の充実を図っておくことは非常に重要であり、平時から地域住民や関係機関に周知し、訓練等を積重ねておくことで、災害時に迅速に対応できるよう更に機能の充実を目指します。

## 7 安定的収入の確保

本会では、ここ数年来の厳しい経営状況を改善するため、平成30年度に「経営改善緊急3か年プラン」を策定しました。以後、同プランに基づき、自主財源収入の安定化、支出の削減等に取り組み、経営改善が徐々に図られてきました。

今後は、従来の取組に加え、新たな事業展開に対応するための財源の確保や災害等不測の事態が生じた場合にあっても、市民サービスを維持できる備えなどについても具体的な計画を立案します。



社会福祉法人 東大和市社会福祉協議会 〒207-0015 東大和市中央3-912-3

代表電話：042-564-0012 FAX：042-564-3680

ホームページ <https://www.higashiyamatoshakyou.or.jp>



■ 東大和ボランティア・市民活動センター .....	042-564-0035
■ ファミリー・サポート・センター（さわやかサービス）.....	042-567-0013
■ あんしん東大和 .....	042-590-0018
■ 精神障害者地域生活支援センター「ウエルカム」.....	042-564-0891
■ ケアマネジメントセンター .....	042-564-0054
■ ホームヘルパーステーション .....	042-564-0038



## 交通機関

- 東大和市駅より「イオンモール」「東村山駅」「青梅車庫」行きにて庚申塚バス停下車
- モノレール上北台駅より徒歩12分

この印刷物は再生紙を利用してあります。